

「空き家リノベーションコンテスト 2025」審査基準(ベストプラクティス部門)

1次審査(書類審査)

【応募要件の審査】

- ・ 応募要件の審査に先立ち、事務局は、応募者の同意が得られる範囲において、現地を直接訪問し、優秀作品に選定することについて重大な問題(応募書類と現物の明らかな相違等)がないかどうかを確認し、審査委員会に報告を行う。
- ・ 募集要項「2応募資格」「3応募要件」を満たさないものについては失格とする。
- ・ 募集要項の規定、禁止事項に抵触するものについては失格とする。

【応募要件】

次の(1)から(5)までの要件を全て満たしている建築物のリノベーションが対象となります。

- (1) 空き家(一棟全体が空き家)を改修したものであること。
- (2) 都内に所在する建築物であること。
- (3) 応募に当たって、建築物の所有者の同意を得ていること。
- (4) 応募物件が改修後において、その当時の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他関係法令に適合した建築物であること。
- (5) 昭和 56 年6月1日以降に着工した建築物であること。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号)の規定に適合するものはこの限りでない。

【取組概要書の審査】

- ・ 審査項目(下記)に基づき、各委員が各応募作品について採点を行う。
- ・ 採点の合計点により、最終審査出場者3作品程度を選定する。

【審査項目】

項 目	配点	審査の視点
① 活用目的	30	・人口減など時代の変化や地域のニーズ等を踏まえた、まちや社会に付加価値をもたらすものとなっている。 等
② デザイン性・機能性	30	・空き家をより効果的に活用する機能上の工夫がなされてる。 ・物件の特徴を生かすなど、魅力的なデザインとする工夫がなされている。 ・リユース、リサイクルなど長く大切に使う工夫がされている。 等
③ 周辺とのかかわり	20	・まちの景観形成・地域交流・にぎわいの創出・環境配慮など、地域特性や周辺との調和に配慮されている。 ・立地の特性を活かした効果的な活用方法である。 等
④ 波及性・先導性等	20	・①～③の項目では評価できない優れた特徴がある。 ・「事業上の創意工夫・ノウハウが他の事業者の参考となる。」 「事業性を確保するための工夫がされている。」 など、空き家活用の好事例として波及効果が期待できる。 ・コンセプトやプレゼンテーションにおける熱意、構想、説得力等が優れている。 等
合 計	100	—

最終審査(公開審査)

- ・ 1次審査により最終審査出場者となった作品について、プレゼンテーションによる最終審査を実施する。
- ・ 各委員は応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、審査項目に基づき、再度採点を実施する。
- ・ 採点の合計点が最も優れた順に最優秀作品、優秀作品を選定する。
- ・ 最優秀または優秀賞以外で特別賞にふさわしい優れた作品がある場合には、各委員の提案により特別賞を選定することができる。

優秀賞等の決定

- ・ 都は、審査委員会の選定結果を踏まえ、最優秀賞、優秀賞、特別賞を決定する。